本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第五七号）（国土交通省）

一　独立行政法人航海訓練所法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令の廃止関係

独立行政法人航海訓練所法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令を廃止することとした。（第一条関係）

二　国家公務員退職手当法施行令の一部改正関係

国立研究開発法人海上技術安全研究所等の職員としての在職期間を国の職員としての基礎在職期間とする等の措置を講ずることとした。（第八条関係）

三　経過措置

1　国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所及び独立行政法人航海訓練所（以下「港湾空港技術研究所等」という。）の有する資産のうち国が承継する資産の範囲等を定めることとした。（第二四条関係）

2　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所及び独立行政法人海技教育機構（以下「海上・港湾・航空技術研究所等」という。）が行う積立金の処分に関する経過措置を定めることとした。（第二五条～第二七条関係）

3　港湾空港技術研究所等が解散したときの解散の登記について定めることとした。（第二八条関係）

4　海上・港湾・航空技術研究所等が承継する資産の評価に関し評価委員の任命等必要な事項を定めることとした。（第二九条及び第三〇条関係）

5　海上・港湾・航空技術研究所等に係る国有財産について理事長の申請に基づき無償で使用させることができること等を定めることとした。（第三一条及び第三二条関係）

6　港湾空港技術研究所等の役員又は職員についての依頼等の規制等に関する経過措置を定めることとした。（第三三条及び第三四条関係）

四　施行期日

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、三の4の規定は、公布の日から施行することとした。

◇独立行政法人海技教育機構法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令（政令第五八号）（国土交通省）

1　独立行政法人海技教育機構法第一四条第一項の規定により独立行政法人海技教育機構について医療法施行令第一条の規定を適用する場合には、「主務大臣」とあるのは、「独立行政法人海技教育機構」とすることとした。（第一条関係）

2　国の開設する診療所に関して医療法施行令の規定の適用の読み替えを定める医療法施行令第四条の五の規定の適用については、独立行政法人海技教育機構は、国とみなすこととした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部を改正する政令（政令第五九号）（厚生労働省）

1　勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

政　令

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十七号

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第三項及び第九項、第三条第三項、第四条並びに第十一条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第二十三条）
第二章　経過措置（第二十四条―第三十四条）
附則

第一章　関係政令の整備

（独立行政法人航海訓練所法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令の廃止）

第一条　独立行政法人航海訓練所法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百三十号）は、廃止する。

（船舶安全法施行令及び船舶のトン数の測度に関する法律施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「、独立行政法人航海訓練所」を削る。

一　船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第五条

二　船舶のトン数の測度に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十二号）本則

（海難審判法施行令の一部改正）

第三条　海難審判法施行令（昭和二十三年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ニ中「、独立行政法人航海訓練所」を「（独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人航海訓練所を含む。）」に改める。

（医療法施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「独立行政法人航海訓練所」を「独立行政法人海技教育機構」に改める。

一　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の六第一項

二　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十五条の二

三　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行令（平成十六年政令第百六十四号）第二条

四　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十九号）附則第五条